

## [インフロニアHD コンプライアンスホットライン（実名通報）] お問い合わせを受け付けました

no-reply@contact.infroneer.com <no-reply@contact.infroneer.com>  
To: shukku9998@gmail.com

2025年4月13日 8:07

この度は、本サイトへのお問合せをいただきまして、ありがとうございました。

以下は、お問合せいただいた内容です。

=====

お名前：木村俊介

Eメールアドレス：shukku9998@gmail.com

Eメールアドレス（確認）：shukku9998@gmail.com

電話番号：[REDACTED]

郵便番号：[REDACTED]

住所：[REDACTED]

タイトル：公益通報制度の実効性欠如および無視履歴に関する通報

よろしければ、あなた様と弊社のご関係をご記入下さい。：インフロニア・ホールディングスの子会社社員

通報対象行為の発生時期（〇〇頃でも結構です。）：2025年3月16日以降、未対応状態が継続中

通報対象行為の発生場所（部所名など）：貴社グループのコンプライアンス通報窓口（WEBフォーム・メール）

通報対象者（誰の行為か）：インフロニアHD コンプライアンス統括責任者

通報内容の詳細：

本件は、貴社の公益通報制度が制度上は存在しているにもかかわらず、実質的に機能していないことに関する公益通報です。

2025年3月16日以降、私は以下を含む複数の通報（労災隠蔽・粉飾決算・報復人事・監査問題等）を、貴社グループの通報窓口の実名で送信してきました。

しかし、これまでに以下の対応は一切確認されていません：

調査開始通知の送付

ヒアリング調整の連絡

フィードバックまたは調査結果の提示

制度点検・見直しに関する説明

仮に自動返信が送信されていたとしても、それは\*\*「形式的な受信処理」に過ぎず、制度が実質的に運用されていない状態\*\*と判断せざるを得ません。

この状態は、公益通報者保護法第11条に定める「体制整備義務」の実効性の観点から、重大な制度不履行に該当する可能性があります。

■ ご確認・ご調査いただきたい事項：

貴社は、2025年3月16日以降に行われた通報について、処理履歴・調査対応記録を保持していますか？

通報受付後の\*\*初動対応（調査の着手・連絡・記録化）\*\*について、制度上どのように設計・運用されているかをご説明ください。

本件に関する今後の体制見直し・再構築・再発防止策の予定があるかどうかを明示してください。

■ 対応期限：

本通報に関するご回答は、2025年4月18日（金）17:00までをお願いいたします。

ご回答がない場合は、本件は\*\*「制度未対応記録（未処理カウント）」として正式に整理\*\*され、消費者庁の体制整備確認資料・警察通報補足資料・報道機関提出文書等に含まれる可能性があります。

■ 補足：

公益通報制度は、存在することそのものではなく、「実際に機能しているか」が問われる制度です。

形式的な窓口設置・受信記録にとどまらず、通報に基づいた具体的対応と改善行動が制度信頼性の基礎であることをご認識ください。

対象となる法令等：

公益通報者保護法

- 第5条（不利益取扱いの禁止）
- 第11条（体制整備義務）

労働安全衛生法

- 第97条（申告権）
- 第100条（報告義務）
- 第120条（罰則）

金融商品取引法

- 第158条（虚偽記載）
- 第193条の2（監査法人の責任）

会社法

- 第423条（役員の損害賠償責任）
- 第962条（虚偽記載の刑事罰）

労働契約法

- 合理的理由なき懲戒・配置転換の違法性に関連

コーポレートガバナンス・コード（2021年改訂）

- 原則2-2（企業倫理の確保）
- 原則4-3（取締役会の監督責任）
- 原則4-4（監査等委員会の独立性）
- 原則5-2（経営戦略の説明責任）

[元のメッセージ非表示]